

ごたんだ通信

2020年新春号

No. 53

五反田法律事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-13-12 いちご五反田ビル 5F
TEL 03 (3447) 1361 FAX 03 (3447) 1538

<https://gotandalaw.com/>

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

あけまして
おめでとーございませす



弁護士	富澤	亀井	時子	弁護士	民部田正史
弁護士	鳥海	千葉	一美	弁護士	甲斐 朝美
弁護士	田島	佃	俊彦	弁護士	真野 亮太
弁護士	千葉	恒久	浩	弁護士	串山 泰生
弁護士	富澤	伸江	準	弁護士	田村有規奈
				弁護士	丸山 紀人
				事務局	一同

最も近い隣国である韓国との関係は、今世紀に入ってから韓流ブームで、韓国に対する親近感が増大し、良好な関係にあったといえます。

しかし、昨年の徴用工問題とこれに対する日本政府の事実上の経済制裁の発動によって、日韓関係は戦後最悪と言われるほど悪化しています。

そして、対韓関係の悪化に留まらず、従軍慰安婦を模したとされる平和の少女像等を展示した「表現の不自由展」の中止問題（その後再開）や、KAWASAKIしんゆり映画祭における従軍慰安婦問題を扱ったドキュメンタリー映画「主戦場」の上映中止問題（その後上映中止を撤回）など、日本国内における表現の自由さえも脅かされる状況が生じています。

本来は、国際関係の悪化に警鐘を鳴らすべきマスコミは、嫌韓報道を連日繰り返しています。そして、表現の自由についてはまさに最大の受

益者であるにも関わらず、一部大手マスコミは、表現の不自由展を日本人へのヘイトだと主張して積極的に攻撃しました。

政府が敵性国家を作り上げ、マスコミが相手国に対する敵意を扇動する。そして、表現の自由が失われていく。これは、完全に「いつか来た道」の再現です。

過去の戦争の反省の上に立って平和国家として再出発するというのが戦後日本の在り方であったのに、今の政権はこれを完全に否定しています。その最終目標が憲法改正ということなのでしょう。

過去の戦争の反省の上に立つという限り、まずは戦争被害者の救済を第一に考えなければなりません。そして、周辺諸国との融和に努め、東アジア地域の平和を実現する。今年がその道に復する第一歩を刻む年であることを祈念してやみません。

Close-up

ハンセン病 家族訴訟について

弁護士 田村 有規奈

1 画期的な勝訴判決

2019年6月28日、ハンセン病元患者の家族561名が、国の隔離政策による被害を訴えて起こしたハンセン病家族訴訟について、熊本地裁は、国の加害責任を認める勝訴判決を出しました。

原告たちがこの裁判で訴えてきたのは、国のハンセン病患者に対する強制隔離政策は、患者家族をも「患者予備軍」と位置づけるものであって、家族は、地域社会からの偏見差別にさらされ、学校教育、結婚、就職等様々な場面において人生の選択肢を狭められ、また、愛する肉親を強制収容によって奪われ、あるいは偏見差別から逃れるために関



2019年6月28日熊本地方裁判所前での旗出しの様子

係を絶たなければならなくなり、家族関係を破壊されたというものでした。

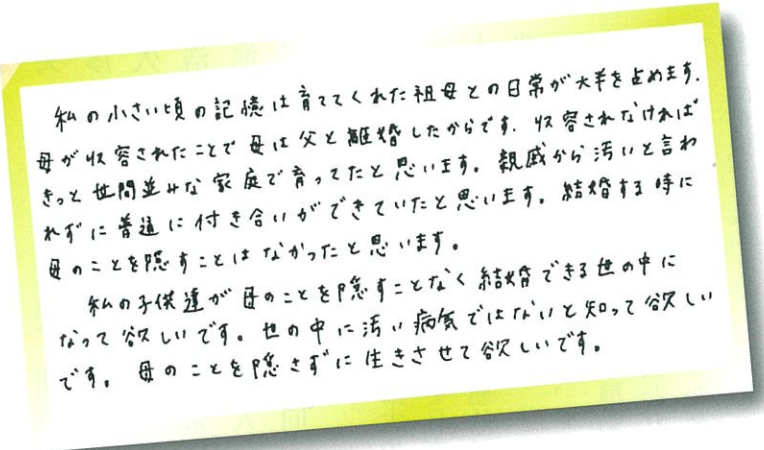
国は、裁判において、強制隔離政策は、患者に対して行われたものであるから、家族が何らかの被害を受けたとしても国の隔離政策によるものではないと、真っ向から国の責任を否定していました。

しかし、熊本地裁の判決では、国は、強制隔離政策によって、家族もが偏見差別を受ける社会構造を形成し、家族に対する差別被害を発生させ、また、患者と家族との家族関係の形成を阻害したとして、国の責任を認めました。何より画期的だったのは、1996年に隔離政策の根拠となった「らい予防法」が廃止された後、国は、ハンセン病に対する偏見差別を除去する義務があったのにこれを怠ったと認定し、厚生（厚労）大臣、法務大臣、文部（文科）大臣の責任を認めたことです。

2 ハンセン病患者の家族の被害について

裁判において、弁護団は、原告561名全員の被害を陳述書にまとめ、裁判所に提出しました。

ハンセン病患者の家族が被った被害は想像を絶するほど甚大なものでした。患者が療養所へと連れていかれるときは、家中が真っ白に消毒されました。その翌日から、残された家族は、「あの家はハンセン病患者が出た家だ」という偏見差別にさらされ、村八分の状態になりました。結婚が破談になったり、仕事を辞めなければならなくなったり、現実的な被害が家族たちに降りかかってきまし



原告（北海道在住・40代女性）からのメッセージ

た。父親が収容され、大黒柱を失った家族たちは、親戚からも縁を切られ、貧困に苦しむことになりました。「子どもの頃、ひもじくて虫を食べたことがある。」と裁判所で涙を流しながら証言した原告がいっぱいいます。原告のほとんどが、ふるさとを離れ、自分の家族にハンセン病患者がいることを誰も知らない土地で、そのことを隠し、自分の夫や子どもにさえも語らずに生きてきています。提訴、そして陳述書の作成は、原告にとつて、「ハンセン病の子」といじめられ、誰と

も遊んでもらえなかった。」「自分がつらいめに遭うのはハンセン病に罹った父親のせいだと思って、父親にどうしても優しくできなかった。」などといった胸の内に押し込めてきたつらい過去が、国の政策による被害だったのだと捉え直す過程でもありました。

3 偏見差別の現状

残念ながら、現在も、ハンセン病に対する偏見差別は解消されていません。家族訴訟が提起されてからも、裁判提起をきっかけに母親がハンセン病療養所にいるという事実を配偶者に知られてしまった原告が、突然離婚になってしまったということが起きています。また、中学校で教師が「ハンセン病は身体が溶ける恐ろしい病気だ」という誤った授業をし、生徒が療養所に「ハンセン病にかかった人がいたら、うつらないように近づかないでおきます。」という感想文を送ったということもありました。何より、家族訴訟の原告たちは、勝訴はしたけれども、自分にハンセン病の家族がいるということを誰にも言うことができないまま、裁判前と変わらぬ日々を過ごしています。

熊本地裁判決で厚生労働省、文部科学省、法務省の偏見差別除去義務違反が認められたことにより、弁護団や原告団と三省とが、どうしたら偏見差別を解消できるのかという協議をする段階に入っています。一弁護団員として、「私の母は、父はハンセン病でした。」と普通に言うことができる社会を目指して、これからも、自分にできることを考えていきたいと思っています。



弁護士 千葉 一美

法律相談

ホームロイヤー制度について

祖母：最近、オレオレ詐欺だのいろいろな勧誘があって何が正しいのかよくわからないし、体が動かなくなったり、認知症になったらどうしようとか、年寄りが一人で生活していると不安なことがいっぱいだよ。
孫：私も多少の手伝いならできるけど、仕事もあるしね。そうだ、私が勤めている法律事務所の弁護士が、令和の時代は「かかりつけ弁護士」「一家に一人ホームロイヤー」「ホームロイヤーは、高齢化する市民の伴走者です」とか言ってたな。今度、詳しく聞いてみるね。（その後）
孫：ホームロイヤーって、依頼者の老後の生活を支えるパートナーなんですって。ホームロイヤーをお願いすると、日常のどんな相談にも乗ってくれて、例えば、「オレオレ」とか勧誘の電話がかかってきたら、まず弁護士に相談してから判断しようと思えば気が楽でしょ？日常的にも何かトラブルとか発生したら、相談できるし。それに、ライフプランニングノートを作成して、自分の老後の設計

をして、それを実践してもらおうこともできるらしいよ。たとえば、判断能力のあるうちに、任意後見人になってもらうとか、体が動かなくなった場合の財産管理をお願いしておくとか、遺言書を作成してもらって、自分の財産をどう分けるか、どんなお葬式にするかとか、最終期の治療のやり方についてもあらかじめ指定しておくこともできるしね。
祖母：でも、そんなに長年お願いするとしたら、費用がすごくかかってしまうのではないの？
孫：弁護士会では、掛け捨て保険料程度の金額を想定しているみたい。それに、契約が長期に及ぶから、弁護士会の監視のもとに運営をするみたいだから、安心だよ。
祖母：そうなの。少し、考えてみようかね。

弁護士 串山 泰生

安全に暮らせ一緒に楽しめる街に出来ればいいのですが、現実はまだそこに至りません。設備（ハードウェア）だけではなく心（ソフトウェア）のバリアフリーも必要です。前回の東京オリンピックを契機に都内の衛生環境が大きく向上したそうですが、今年のオリ・パラで「日本で真のバリアフリーが始まったのは2020年からである」そう、後世に言われることを願っています。

私は、第二東京弁護士会の高齢者・障がい者総合支援センターに所属しております。オリ・パラで外国の方が大勢来日されるのを契機に、日本でもバリアフリーが進展することを期待しています。都内で道を歩くと、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境ではないなと感ずることがあります。地下鉄のホームで目の不自由な方が転落した事故など、皆さまもご記憶にあるのではないのでしょうか。老若男女、元気な人も障がいのある人も

弁護士のつづき

2019年はラグビーワールドカップが盛り上がりましたね。ラグビーのルールを知らない方も多かったと思うのですがハイレベルで息詰まる熱戦が続き、おおいに楽しめたのではないのでしょうか。そして今年はいよいよ東京でオリンピック・パラリンピックが行われます。オリ・パラも世界最高のアスリートが来日するので、様々な競技できっと盛り上がることでしょう。

入所挨拶

弁護士 田村 有規奈



今年の5月に五反田法律事務所に入所いたしました。弁護士になってから最初の勤務地は、埼玉の川越でした。人口に比べてまだそれほど弁護士が多くはない川越の街で、様々な事件を担当させていただき、息つく間もなく駆け回っているような日々でした。

五反田法律事務所に入所して半年が経ちましたが、美味しい食べ物屋さんがたくさんある五反田の街で、楽しく勤務をさせていただいております。入所してすぐのときは、職場の自分の席に座っていても山手線の発車メロディーが聞こえてくるこの環境に、ずいぶんと都会に来たものだなあと、衝撃を受けました。

ご相談の内容にも、川越とはまた違う五反田という地域の特性を感じることもあります。日々研鑽を重ねて、五反田の街を愛し、五反田の街から必要とされるような弁護士になることができたらと思っています。

弁護士 丸山 紀人



昨年12月に弁護士登録し、五反田法律事務所に入所しました丸山紀人と申します。

私は、夏が暑く冬が猛吹雪で寒い、四季がはっきりした山形県鶴岡市という自然豊かな街で育ちました。私は、高校の恩師から「人の痛みがわかる人間」だと評されたことがあります。依頼人の皆様の気持ちを理解し、ニーズに全力で応える弁護士になりたいと思っています。

私の趣味はスポーツ観戦で、よくプロ野球や海外サッカーを観戦します。子どもの頃、弁護士の仕事は裁判だけだと思っていましたが、選手が海外移籍をする際に弁護士が協力するケースもあると知り、弁護士の業務の広さに驚いたことを今でも覚えています。弁護士の業務は、何かに限定されるわけではなく、可能性は無限大だと思います。色々なことに積極的にチャレンジして、経験を積んでいきたいです。よろしくお願い致します。

品川散歩



京浜急行の車窓から品川神社を見ると、こんもりとしたお山が見えるのはご存じでしょうか？

このお山は「富士塚」と呼ばれています。

富士山は遙か昔、山岳修行の場として栄えたことは有名ですが、江戸時代の頃には、修験者だけでなく庶民の間にも富士山詣でが流行します。とは言え、そこは靈験あらたかな修行の場ですから、女性は入山禁止だったりします。また体調不良や経済的理由により富士山まで詣でることができない庶民もたくさんいます。このような人々の富士山詣でができるようにと、江戸のあちらこちらに「富士塚」と呼ばれる擬似「富士山」が造られました。

品川神社の鳥居をくぐり参道を登ると、中腹には「登山道」入り口が現れます。一目目から九合目の標識をたどっていくと頂上へ。頂上北面には小さく白いお社も鎮座しております。

初詣に参拝した折には、富士塚に登ってみてはいかがでしょうか。



退所挨拶

弁護士 針ヶ谷 健志

この度、五反田法律事務所を退所し、弁護士法人東京パブリック法律事務所 外国人・国際部門へ移籍することとなりました。

五反田では地域の皆様との出会いがあり、様々な経験を積み、自分を成長させることができました。移籍先では五反田での経験を活かし、より多くの皆様に満足いただけるリーガルサービスが提供できるよう、職務に邁進する所存です。今後ともご愛顧お引き立て賜りますよう、何卒よろしくお願いたします。

法律相談のお知らせ

まずはお気軽に
お電話ください。

相談料
30分
¥5,500-

五反田駅
東口徒歩
1分

☎ 03-3447-1361

受付時間は平日9時～18時です。

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

五反田法律事務所

検索

<https://gotandalaw.com/>

